

南アフリカの人権侵害に思う(現地通信)

著者	堀江 浩一郎
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	1989-09
出版者	アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008679

南アフリカの 人権侵害に思う

堀江浩一郎

春休みを利用して南アフリカを再訪した。1年半前に現地を後にする直前と今日では何がどのように変わったのか。これが私の主たる関心であった。とりわけ基本的人権の侵害状況を詳しく知りたかった。

南アのアパルトヘイトと日本人権の侵害問題が欧米諸国で本格的に国際問題化し始めたのは1970年代に入ってからのことである。日本では例によって若干のタイムラグを置いて、しかも問題の本質を置き去りにしたままで、社会の関心を喚起するようになった。

南アのアパルトヘイト問題への日本人一般の関心（メディアの関心に規定されがち）はこの良い例である。すなわち、本来アパルトヘイト問題は人権侵害問題であるにもかかわらず、日本ではえてして経済問題として取り込まれるようになってしまったからである。

人権問題を軸とした日本（人）と南ア（人）との間の接触がこれまで不在であったことも災いしているのだろう。また日本と南アとの関係があまりにも経済によって支配されていることも大いに影響しているはずである。

しかしなによりもまず、日本と南アとの間の心理的距離の遠さこそが、問題の本質を外す元凶のように思えてならない。なにしろ、アパルトヘイト問題がなんの現状分析もないま

まに突然、政策論議やプログラム・アクション論議と化してしまうのだから。じじつ、対南ア経済制裁がテーマに取り上げられるやいなや、誰も彼もが、欧米との横並び、戦略資源の希少性、商品ボイコット、輸出額の削減、について語り始める。アパルトヘイトの現状分析よりもシロウト受けする、あるいは自己の社会正義感をかき立ててくれる、等々だからであろう。しかしその間にもアパルトヘイトの犠牲者たちは、投石、放火、反動的自警団の夜襲、に脅え、かつパンのひと切れにもこと欠く有様である。

“改革”下の人権侵害

ヨハネスブルグ、プレトリア、ダーバンのような大都市に限らず、フイレネヘン、ネルスプライト、ピーターマリッツバーグのような中小都市でも次のような状況に出会った。街頭はもちろんのこと、ショッピング・センター、ホテル、そして公園でも多くの黒人を白人とともに見かけたのである。職場と家路との間を往復するだけの黒人の日常生活はもはや神話でしかない。これも二言目には国際世論が糾弾したパス法や都市流入規制法が撤廃された結果である。人間の自由な移動はもはや動かし難い現実なのである。

他方、行動の自由を謳歌し始めたはずの同じ黒人が、不法侵入罪で、あるいは不法居住罪で街頭から連行

されてゆくケースが増大しつつあった。さらに集団居住地法に違反したとして大都市中心部にあるアパート群の一角で黒人が手入れを受けるケースも後を絶たない。

これでは都市に出てきた黒人が、政府の口にする「改革」に混乱し、あるいは不信になるのも無理はない。大部分の黒人はこの政府の“微笑みと拳”の対応が、内部の改革派と治安派との間の衝突の妥協の産物であることを知るよしもない。否。アパルトヘイトの犠牲者にとり、両派の衝突は自分たちの自由に飛火しなければどうでもよいことなのである。

その意味では、昨年末の地方選挙後に、国際社会の南ア“ウォッチャー”の関心を引いた「ボクスバーク事件」も、ヨハネスブルグを中心に発生している上述の一連の黒人排斥事件に比べればまだましである。なぜならばボクスバーク市を制した保守党は、選挙公約（同市を白人だけの市に変える）を直ちに実行に移したからである。そして市の近郊に居住する黒人たちは、保守党の公約どおり選挙後は公園から、あるいはフットボール競技場から、そしてホテルから追い出されることを予測できたからである。ボクスバーク市政には中央レベルの改革派と治安派との衝突が入り込む余地はなかったと言える。

このように南アのアパルトヘイト犠牲者に対する人権の侵害は、アパルトヘイト体制が不動であった時代よりも今日のような変革期において、より醜い、そしてより無慈悲な形をとることもある。

改革派との衝突を内部で「学習」した治安当局は、変革期における新

手の治安維持方式を編み出した。この方式は、被拘留者自身に対する措置としてはこれまで通りなら変わることはない。拷問を例にとってみよう。逆さ吊り、水責め、独房（窓もガラスもない鉄の箱）刑など。出獄してきた時にはぬげ殻になってしまう活動家も少なからずいた。

変わったのは反アパルトヘイト運動の制御のスタイルである。改革派の背後にある国際社会を治安当局が意識したことは明らかである。その新しいスタイルとは、活動規制措置（RESTRICTION）の実施にある。1970年代には、反アパルトヘイト運動が小規模であることを反映して非合法化措置（BANNING ORDER）が活動家、団体を規制する最も一般的な治安措置であった。しかし運動が高まる中で、とりわけ86年中葉に非常事態宣言が南ア全土に発布されて以来、治安当局は令状なしの予防拘禁措置（DETENTION）にますます依存するようになった。過去三ヶ年の間、同措置で拘留された活動家（および活動家に間違われて運命を共にした人々）は3万5000人は下らないと言われている。この予防拘禁措置の非人道性を国際社会から激しく叩かれた治安当局は、拘留中の脱走者が後を絶たないという恥部が公開されたことも相まって、最近ではもっぱら活動規制措置を活動家、団体に適用するようになった。今年にはいり、全国規模で展開された1000余人の拘留者によるハンガーストに対して、治安当局は“人道的”観点から600余人を釈放した上で、上述の措置を彼等に適用した。

この活動規制措置の内容は被適用者、団体により異なる。いずれの場

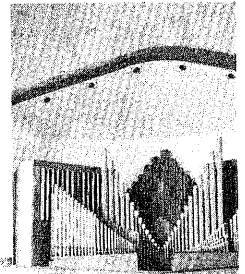


合にも政治活動が全面的に禁止されている一方、外出可能な時間帯、外出行動範囲、一度に会える人の数、参加可能な集会のタイプ、報道可能な活動の内容などについては多種多様に規制されている。同措置を適用された活動家が常にこの規制に従順な訳ではない。じじつ、これに違反したケースを筆者自身、数多くかい問見た。しかし検証官の絶対的不足、留置所の混み具合などを鑑みて、治安当局が違反者に対する適格な処置を下さないケースも少なからずあるようである。

人権擁護団体との対話

南ア滞在中、人権擁護活動に従事する数々の団体と議論を交える機会があった。中でも最も先鋭的な団体に「憂国者救済運動」（SAVE THE PATRIOTS CAMPAIGN）があった。同団体の目的は死刑囚の刑の軽減（釈放運動を含む）にある。この運動の活動家にすれば、死刑囚が刑を軽減されるのは次の様な理由から正当化される。すなわち、死刑囚は政治犯、刑事犯を問わず、アパルトヘイト体制の犠牲者なのである。また彼らを裁いたのはアパルトヘイト体制下の裁判所であり、かつ彼らが裁かれた対象の行為は、民主主義体制下ではとらなかつたはずのものであると。

西洋民主主義に親しんできた我々



には心臓が悪くなりかねないこの主張も、南アの人権擁護運動の流れの中では正当な主張なのである。

日本に期待すること、要望すること、と尋ねられた活動家は異口同音にこう答えた。「対南ア経済制裁を強化して下さい」。ここで序文の話に戻りたい。彼らが日本に対南ア経済制裁の強化を求めたのは、日本が南アの最大の貿易パートナーであるからではない。国民党政権に痛烈なボデイ・ブローを食わせてもらいたいのである。良心の灯を携えた国際社会の一員として日本（人）なりの貢献をしてもらいたいのである。「国連決議が高らかに謳っているように、アパルトヘイト、という人類に対する犯罪（CRIME AGAINST HUMANITY）の撃滅のために力強い手を貸して欲しい」。彼らのこの要望は人権の限りない重みを筆者に伝えてくれた。

（ほりえ・こういちろう／八千代国際大学）